

岐阜県医師連盟規約

第1条 本連盟は、岐阜県医師連盟と称し、岐阜県医師会の目的を達成するために必要な政治活動を行うことを目的とする。

第2条 本連盟の事務所は、岐阜市藪田南三丁目5番11号・岐阜県医師会館内に置く。

第3条 本連盟は次のことを行う。

- (1) 国会その他に職能代表の進出を助成する事項
- (2) その他本連盟の目的達成上必要な事項

第4条 本連盟には次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	若干名
常任執行委員	若干名
執行委員	若干名
会計責任者	1名
会計責任者職務代行者	1名
会計監督者	4名

第5条 委員長は、岐阜県医師会長をもって充てる。

2. 委員長は、本連盟を代表し会務を総理する。

第6条 副委員長は、岐阜県医師会副会長をもって充てるほか、衆議院小選挙区ごとに各1名を当該選挙区内の地域医師会長の中から、委員長が指名するものとする。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは予め定めた順位により副会長たる副委員長がその職務を代理する。
3. 前項の副委員長の順位は、委員長が決定する。
4. 第1項の衆議院小選挙区ごとに選出された副委員長は、当該選挙区の「担当責任者」の任に当たるものとする。
5. 前項の「担当責任者」の下に、「担当代行責任者」1名を置き、担当責任者の推薦を得て、委員長が指名する者をもって、これに充てる。

第7条 執行委員は、地域支部長の推薦により、委員長が指名するものとする。

第8条 常任執行委員は、岐阜県医師会の理事及び地域医師会長が就任する。

2. 前項において、地域医師会長が岐阜県医師会の理事、監事に就任したとき及び第6条に定める副委員長並びに担当代行責任者に就任したときは、当該地域医師会長の推薦を得て、他の者を指名することができる。
3. 前項の担当代行責任者に地域医師会長以外の者が指名されたときは、この者を併せて常任執行委員に指名するものとする。
4. 前2項の他、委員長が必要と認めるときは、第6条に定める副委員長の推薦を得て、当該選挙区内の執行委員の中から常任執行委員に指名することができる。
5. 常任執行委員は、会計監督者となることはできない。

第9条 会計責任者は、岐阜県医師会経理担当理事をもって充てる。

2. 会計責任者は経理を担当する。

3. 会計責任者職務代行者は、常任執行委員会の承認を経て、委員長が委嘱する。
4. 会計責任者職務代行者は、会計責任者に事故あるときは、その職務を代行する。

第10条 会計監督者は、岐阜県医師会の監事をもって充てる。

2. 会計監督者は、経理を監査する。

第11条 役員の任期は岐阜県医師会役員の任期に同じとする。

第12条 地域医師会ごとに設立された届出政治団体を地域支部とし、地域支部には支部長を置く。(以下、「地域支部長という。」)

2. 委員長は、当該届出政治団体の代表者を地域支部長に指名するものとする。

第13条 本連盟の会議は次の通りとする。

- (1) 常任執行委員会
- (2) 執行委員会
- (3) 大会

- 2 常任執行委員会の下に常任執行幹事会を置き、本連盟における日常業務の執行にあたるものとする。

- 3 常任執行幹事会は、岐阜県医師会長及び副会長並びに常務理事の職にある者をもって構成する。

- 4 常任執行委員が欠席する場合、所属の執行委員の中から代理を委任することができる。

第14条 本連盟の会議は、すべて委員長が招集し、議長はその都度定める。

第15条 本連盟の経費は、会費及び寄付金をもって充てる。

- 2 会計年は、1月1日から12月31日までの間とする。

第16条 本規約の改廃は、常任執行委員会において行う。

附則

この規約は、昭和24年1月4日から施行する

平成20年3月11日一部改正
平成20年11月4日一部改正
平成21年7月29日一部改正
平成27年6月6日一部改正
平成29年10月31日一部改正